

# すみだスクールサポートティーチャー、募集中です!!

墨田区では、区立小・中学校での授業などの支援や、放課後学習での指導等にご協力いただける方を募集しています。



## 1 募集する方

### すみだスクールサポートティーチャー

#### 放課後や授業中などの支援(学校と相談のうえ、決定)

区立小・中学校での放課後学習における児童・生徒への学習支援や、授業等における教育支援等を行っていただきます。活動内容は、学校の希望と、みなさまの保有する資格等を勘案し、調整のうえ、決めさせていただきます。

※主な活動内容は裏面をご確認ください。

スクールサポートティーチャーの方へは、規定に応じた謝礼をお支払いします。謝礼金額については、裏面をご確認ください。

#### 応募資格

平成30年4月1日現在、満18歳以上で、次の(1)～(4)のいずれかに該当し、小学校又は中学校における指導の援助などが可能な方  
(1) 小学校又は中学校の教員免許状を有する方、又は取得を目指している方  
(2) 学習塾等での講師経験者  
(3) 各種検定試験等の上位級合格者(〔例〕英検2級・数検2級など)  
(4) 学校での教育支援・学習支援を行うことが可能であるとすみだ教育研究所長が認めた者

#### 学生ボランティア 平日・週1回程度(開始時期や時間については学校と相談)

区立小・中学校で、平日週1回程度、教育支援ボランティア活動をしていただき、教員としての職務を実践的に学ぶ機会とすることが出来ます。活動内容は学校の希望とみなさまのご希望とを勘案し、調整のうえ、決めさせていただきます。

学生ボランティアの方へは、1回1,000円をお支払いします。

#### 応募資格

教員を目指す短期大学生、大学生、大学院生等

## 2 応募方法

「すみだスクールサポートティーチャー登録票(票A・票B)」に必要事項を記入し、下記担当まで提出してください(墨田区ホームページの墨田区教育委員会事務局すみだ教育研究所のページにあります)。

なお、教員免許状や各種検定試験の資格をお持ちの場合、コピーを添付してください。

\*募集は随時行っておりますが、人材登録制度ですので、直ちにご協力をお願いできない場合もあります。応募に当たっては、下記担当までお問い合わせください。

## 3 その他

応募いただいた後、すみだ教育研究所にて面接を実施します。ご提出いただいた書類及び面接の内容を各学校に情報提供し、学校からの依頼に基づき、協力をお願いします。なお、各学校においても、事前に面接を実施した上で、採否を決定いたします。

※登録から活動までの流れは、裏面をご確認ください。

## 4 お問い合わせ・書類提出先

〒130-8640 墨田区教育委員会事務局すみだ教育研究所

電話 (03)5608-6621 ファクシミリ (03)5608-6411

Eメール KENKYUJO@city.sumida.lg.jp

## 【すみだスクールサポートティーチャー（外部支援人材）の活動内容】

### 【すみだ教育研究所の事業】

#### 1 学習支援指導員

主に授業中において、児童・生徒に対し、支援・指導（補助）を行う。

#### 2 放課後学習支援員

各校の実施する放課後補習教室において、児童・生徒に対し、支援・指導を行う。

#### 3 一貫教育推進員

幼保小中一貫教育の推進に係る、授業補助や事務補助を行う。

#### 4 学生ボランティア（原則週1回の活動）

授業の時間帯に、授業における補助や、校務補助を行う。

教員を目指す大学生等が、学校での教育支援ボランティア活動を通じて、教員としての職務を実践的に学ぶ機会とすることができます。

※他の事業と兼ねて従事することが可能です。

（例 ①授業時間帯に学生ボランティアに従事後、放課後学習に従事する ②他の曜日に他の業務に従事する 等）

1時間あたり  
1,300円（原則）

1日あたり  
1,000円

※上記の活動のほか、学校からの依頼により、以下の業務等をお願いされる場合があります。（主な業務を抜粋）

#### ①学校支援指導員【担当課：指導室】

授業中に、支援（特別支援を含む）が必要な児童・生徒に対し、支援を行う等。

#### ②介助員【担当課：庶務課、学務課】

特別支援が必要な児童・生徒に対して、支援を行う。

#### ③プール指導員【担当課：学務課】

夏季に行われるプール指導において、補助指導を行う。

## 【登録から活動までの流れ】

登録から活動までの流れは、以下の1～6の順のとおりとなります。

1 すみだ教育研究所に、すみだスクールサポートティーチャー登録票を提出

2 すみだ教育研究所（墨田区役所内）にて、面接を実施

※この面接は、主に活動意向を伺うために実施するものです。

3 区立小・中学校に新規人材登録の通知（個人情報記載なし）

※面接で伺った活動意向や、履歴・資格、活動可能日等を学校に情報提供します。（この時点では、氏名・連絡先は伝えません。）

4 学校から、情報提供依頼を受けた後、登録票の写を学校に提供

5 学校から本人へ直接連絡し、面接を実施

6 学校と調整のうえ、活動内容を決定し、活動開始

※学校面接を行ったとしても、学校から依頼される活動を、断ることも可能です。

学校面接の際は、活動内容をよくご確認くださいませよう、お願いいたします。

※学校への情報提供は随時行っておりますが、学校の予算・希望の都合上、直ちにご協力をお願いできない場合もございますので、あらかじめご了承ください。